

令和2年 第5回浅口市農業委員会議事録

令和2年5月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田一男	出	金光1	原田恒明	出
2	大橋浩治	出	金光2	鍋谷恒久	出
3	友田陽勝	出	金光2	安田文彦	出
5	古川秀昭	出	金光3	友田一美	出
6	佐藤和博	出	金光3	菰口清司	欠
7	西本健次	欠	鴨方1	吉川孝之	出
8	虫明祝典	出	鴨方1	田淵義正	欠
9	虫明伸吾	出	鴨方2	横山栄治	出
10	山下康朗	出	鴨方2	西山富雄	出
11	渡邊豊	出	鴨方3	高井基次	出
12	梶原めぐみ	出	鴨方3	山下眞治	出
13	岡田直樹	出	寄島1	高淵末孝	出
			寄島2	大島明敏	出

事務局

局長 平本 仁至 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

- 議案第14号 農地法第3条関係
- 議案第15号 農地法第4条関係
- 議案第16号 農地法第5条関係
- 議案第17号 農用地利用集積計画

日程第4 報告事項

- 報告第11号 農地法第4条関係
- 報告第12号 農地法第18条関係
- 報告第13号 形状変更届関係

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会

開会（午後1時30分）

議長 それでは、会議を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回浅口市農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において11番渡辺委員、12番梶原委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、を議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

696番の件について、事務局の説明を求めます。

西本委員と田淵委員が欠席しておりますので、事務局から補足説明をあわせてお願いいたします。

事務局 失礼します。議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年5月15日提出。

番号696の1、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積554平方メートル。

番号696の2、土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積313平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町本庄、78歳、農業。譲り渡し人は、鴨方町六条院中、59歳、パート。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、補足説明をいたします。

資料は1ページ、2ページになります。

申請地は、原田池の西側約100メートルに位置し、2筆とも草刈り管理が行き届いております。譲り受け人と譲り渡し人はおいとおじの関係であり、このたびおいからおじに贈与するというものです。

西本委員から、特に問題はありませんと連絡がありました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、696番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、505番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号505、土地の所在地、鴨方町小坂東。地目、畑。面積118平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町小坂東、77歳、農業。譲り渡し人は、鴨方町小坂東、46歳、会社員。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 8番虫明です。

現地は、県道の里庄・地頭上線の沿線にある宇月原池、ここから南西約150メートルぐらいの山際に位置しております。

本件は、現状は今譲り受け人のほうが管理をしており、譲り受け人がちょうど隣地も耕作しておるとい状況です。譲り渡し人がもう耕作する意思がないんでということで、譲り受け人との話し合いの上、こういう話がまとまったということで、特に問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、505番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、506番の件について、事務局の説明を求めます。

西本委員と田淵委員が欠席しておりますので、事務局から補足説明もあわせてお願いいたします。

事務局 失礼します。番号506、この案件は中古住宅に付随する農地を中古住宅と同時に購入するものであり、農地法施行規則第17条第2項の規定による下限面積の緩和の適用を受けようとするものです。

土地の所在地、鴨方町本庄。地目、田。面積646平方メートル。

譲り受け人は、倉敷市北畝1丁目、34歳、会社員。譲り渡し人は、倉敷市真備町尾崎、67歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、補足説明をいたします。

資料は5ページ、6ページになります。

申請地は、県道矢掛・寄島線の本庄橋交差点から北へ約450メートル、鴨方川沿いに位置します。先ほどもご説明したとおり、この案件は中古住宅に付随する農地を取得しようとするものです。譲り受け人は、現在はアパートにお住まいですが、中古住宅を探されている中で不動産業者を通じて譲り渡し人所有の中古住宅の情報を得て売買の話が整ったことから、このたび3条の申請を行ったものです。

西本委員からも、特に問題はありませんとご連絡がありました。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

それでは、506番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして512番と513番の件について、関連がありますので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 　失礼します。番号512、土地の所在地、金光町須恵。地目、田。面積73平方メートル。

譲り受け人は、金光町須恵、83歳、農業。譲り渡し人は、金光町須恵、56歳、会社員兼農業。譲り受け、譲り渡しの理由は交換です。

番号513、土地の所在地、金光町須恵。地目、田。面積122平方メートル。

譲り受け人は、金光町須恵、56歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、金光町須恵、83歳、農業。譲り受け、譲り渡しの理由は交換です。

いずれの譲り受け人も、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 　　次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 　　3番友田です。

こちらの土地は、7ページ、8ページにあるように、ちょうど隣り合ったところです。場所のほうは、金光の吉備小学校、それからその南東にある花の池の間のちょうど中間ぐらいに当たります。特に、もう隣地の交換ということで問題ないと思えます。よろしくをお願いします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、512番及び513番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、514番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。説明の前に済いません、資料の訂正をお願いいたします。
譲り受け、譲り渡しの理由を贈与としておりますが、済いません、譲り受けの理由を増反、譲り渡しの理由を労力不足をお願いいたします。失礼しました。
では、説明いたします。
番号514、土地の所在地、金光町佐方。地目、田。面積827平方メートル。
譲り受け人は、金光町佐方、79歳、農業。譲り渡し人は、金光町佐方、66歳、農業ほか1名。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。
譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。
以上です。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 こちらの物件は、資料の9ページ、10ページの下のほうにあるところですが、ちょうど佐方の中央、9部の消防機庫があるんですけど、そのちょうど東側、そうですね、50メートルから100メートルぐらいのところになります。こちらの土地のほうを、譲り受け人のほうがもう今まで耕作されてたということで、今回増反と労力不足ということで所有権の移転になっております。特に問題はないと思います。ちょうど譲り受け人さんの家の裏側ということもありますし、別に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、514番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第15号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
507番の件について、事務局から説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は3ページになります。
議案第15号農地法第4条の規定による許可申請について。令和2年5月15日提出。
番号507、土地の所在地、金光町占見。登記地目、田。現況地目、畑。面積263平方メートル。

申請人は、金光町占見、40歳、会社員兼農業。転用目的は、太陽光パネルの設置です。

施設の概要は、太陽光パネル4基、パネル132枚、出力38.28キロワットです。農地区分は第2種で、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど一般基準上も問題はあります。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は雑種地です。

以上です。

議長 次に、2番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 はい、2番大橋でございます。

この案件につきましては、図面は11ページから12ページをごらんいただきたいと思えます。

金光町の北西部にございます金地池というのがございますが、その池の南西に150メートルほど下ったところがこの申請地でございます。この申請人は、この地区周辺で太陽光パネルの発電をたくさんやっております。今回これをやられても問題はないのではないか、このように思っております。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、507番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第16号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

510番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになります。

議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年5月15日提出。

番号510、この案件は、先月の番号691の追加という形になります。

土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積14平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町深田、65歳、不動産業。譲り渡し人は、総社市宿、50歳、公務員。転用目的は建て売り住宅です。施設の概要は、建て売り住宅6棟、301.32平方メートル、木平家建て瓦ぶき、共用の駐車場4台分、67.03平方メートル、出入り道168.75平方メートル、全体面積は隣接する雑種地と合わせて1,349.91平方メートル、建蔽率は27.05%です。工期は、許可日から2年間です。農地区分は第3種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はあります。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長 担当は私でございますので、私より説明をさせていただきます。

位置図については、13、14ページです。

場所につきましては、旧定月池、今は建て売り住宅となっております、埋め立てられまして。その場所から北に約40メートルのところに位置します。先月出されましたふれあい広場のところを建て売り住宅にする件のすぐ横でございます。小さな土地であります、譲り渡し人も小さな土地で、建設業者も住宅にするのにへこんだような土地にならないということで話がついたものであります。別に問題はないと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明いたしました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、510番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、515番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号515、この案件は昨年11月の委員会でお諮りした農振除外5件のうちの1件です。

土地の所在地、鴨方町小坂東。地目、田。面積263平方メートル。

譲り受け人は、兵庫県尼崎市名神町、78歳、製造業。譲り渡し人は、鴨方町小坂東、78歳、製造業。転用目的は分家住宅です。施設の概要は、居宅1棟、56平方メートル、木造平家建てスレートぶき、駐車場3台分、45平方メートル、建蔽率は25.68%です。農地区分は第2種です。譲り受け人は、現在は県外で生活されていますが、兄の死亡をきっかけに鴨方へ戻り、義理のお姉さんの製麺業や農業を引き継ぐことになりました。義理のお姉さん、姉名義の土地はほかにもありますが、住宅建築に適した土地は申請地以外になく、やむを得ず当該農地を転用しようとするものです。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 8番虫明です。

地図のほうは15、16ページになります。

この物件は、県道の里庄・地頭上線の沿線にあるかも川手延素麺という会社の南約150メートルのところに位置しております。

譲り受け人は、今はこちらに帰っておって、譲り渡し人と一緒に製麺、素麺、うどん等の製造に従事をしており、譲り渡し人の所有の土地に家を建てるということで、許可申請をしているものです。特に問題はないと思いますので、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、515番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、508番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は5ページになります。

議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和2年5月15日提出。

番号508、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。面積214平方メートル。

借り受け人は、倉敷市上富井、34歳、公務員。貸出人は、鴨方町鴨方、87歳、無職。転用目的は一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、69.55平方メートル、木造2階建て瓦ぶき、駐車場3台分、20平方メートル、建蔽率は35.85%です。農地区分は第3種です。権利の存続期間は、永年です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議 長 次に、佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

地図でいきますと、17、18ページになります。

場所は、鴨方中学校から北側へ約200メートルぐらい、ちょうど道路の突き当たりぐらいになります。貸出人と借り受け人、これはおじいさんと孫になります。今現在、倉敷のほうにおられるようですが、お孫さんにまた子供さんができたりして家族がふえてきてますので、新しい家を建てたいというようなことから、この場所にするようです。土木、水利、別に問題ないように聞いてますので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、508番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、511番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。
番号511、土地の所在地、金光町佐方。地目、田。面積290平方メートル。
借り受け人は、金光町大谷、34歳、会社員。貸出人は、金光町佐方、71歳、農業。転用目的は一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、113.44平方メートル、木造平家建て合金メッキ鋼板ぶき、隣接する宅地と合わせて全体面積は497.49平方メートル、建蔽率は27.8%です。農地区分は第2種で、借り受け人に当該移転用目的を達成できるほかの土地はありません。権利の存続期間は、35年間です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。
なお、転用後の地目は宅地です。
以上です。

議 長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 こちらの土地のほう、地図の9、10ページに戻っていただいて、このページ上、右上のほうになります。
場所のほうは、ちょうど、ちょっと地図では見にくいんですけど、神田池というところのちょうど南側、長津の公会堂があるんです、その東側になります。
譲り受け人のほうは、譲り渡し人のほうからの息子さんということで、これはたしか去年かおとしに譲り渡し人のほうが、息子さんが帰って家建てるんでということで、たしか取得というか、買った土地という形のところになると思います。特に問題はありませぬので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、511番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第17号農用地利用集積計画についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。
ただし、鍋谷委員と安田委員が当事者となっている案件がありますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、両委員については当該案件の審議が終了するまで退席をお願いいたします。
(鍋谷委員、安田委員 退場)

議 長 それでは、お願いします。

事務局 失礼します。議案書は6ページになります。
議案第17号農用地利用集積計画について。令和2年5月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案の番号1番から8番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は6名です。更新件数が1件で、新規件数が8件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が1件、3年以上6年未満が4件、6年以上が3件です。地目別設定面積は、田7, 197平方メートル、畑462平方メートル、計7, 659平方メートルです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

鍋谷委員、安田委員に入室をしてもらってください。

(鍋谷委員、安田委員 入場)

議長 鍋谷委員、安田委員に報告をします。

議案第17号については承認されました。

以上であります。

委員 はい。

議長 日程第4、報告事項に移ります。

報告第11号農地法第4条の規定による農地転用届出についてを議題とします。

697番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は8ページになります。

報告第11号農地法第4条の規定による農地転用届出について。令和2年5月15日提出。

番号697の1から697の9までの土地の所在地は、全て金光町須恵。地目は、全て田です。

番号697の1、面積318平方メートル。

番号697の2、面積414平方メートル。

番号697の3、面積546平方メートル。

番号697の4、面積1,140平方メートル。

番号697の5、面積3,464平方メートル。

番号697の6、面積376平方メートル。

番号697の7、面積277平方メートル。

番号697の8、面積492平方メートル。

番号697の9、面積563平方メートル。

全体面積は、隣接する山林も合わせて9,277.73平方メートルです。

転用目的は、分譲宅地です。施設の概要は、分譲宅地32区画です。農地区分は、第3種です。提出書類により、事業規模、資力、権利関係、被害防除計画等を審査した結果、特に問題はありませんでしたので、事務局において専決処分をしております。

なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議 長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 3番友田です。

こちらのほうは、ちょうど金光の吉備小学校よりも北側になります。遙南牧場のセンターのちょうど東隣の川を挟んだところということで、これはことしの1月でしたかね、所有権の移転の話があったところの部分ということで、特に問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第12号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は9ページになります。

報告第12号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和2年5月15日提出。

番号501の1、土地の所在地、金光町地頭下。登記地目、田。現況地目、畑。面積800平方メートル。

番号501の2、土地の所在地、金光町地頭下。登記地目、田。現況地目、畑。面積975平方メートルのうち480平方メートル。

借り受け人は、鴨方町鴨方、77歳、無職。貸出人は、金光町地頭下、72歳、会社役員。合意年月日は、令和2年2月22日。引き渡し年月日は、令和2年3月30日です。

続きまして、番号503、土地の所在地、鴨方町地頭上。地目、畑。面積473平方メートル。

借り受け人は、鴨方町地頭上、71歳、無職。貸出人は、倉敷市神田2丁目、46歳、無職。合意年月日は令和2年4月9日、引き渡し年月日は令和2年4月30日です。

続きまして、番号509の1、土地の所在地、金光町須恵。地目、田。面積535平方メートル。

番号509の2、土地の所在地、金光町須恵。地目、田。面積271平方メートル。

ル。

番号509の3、土地の所在地、金光町須恵。地目、田。面積395平方メートル。

番号509の4、土地の所在地、金光町須恵。地目、田。面積678平方メートル。

借り受け人は、金光町須恵、73歳、農業。貸出人は、兵庫県神戸市西区枝吉3丁目、94歳、無職。合意年月日、引き渡し年月日は令和2年4月14日です。

続きまして、番号516、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積457平方メートル。

借り受け人は、鴨方町深田、96歳、農業。貸出人は、東京都世田谷区船橋5丁目、63歳、自営業。合意年月日は令和2年4月18日、引き渡し年月日は令和2年4月20日です。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第13号利用目的の変更届についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は10ページになります。

報告第13号利用目的の変更届について。令和2年5月15日提出。

番号698、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積717平方メートル。

届け出人は、金光町占見、69歳、農業。変更内容は、田を畑にするため80センチの盛り土をするものです。

続きまして、番号502の1、土地の所在地、鴨方町六条院西。地目、田。面積192平方メートル。

番号502の2、土地の所在地、鴨方町六条院西。地目、田。面積201平方メートル。

届け出人は、鴨方町六条院西、69歳、農業。変更内容は、田を畑にするため50センチの盛り土をするものです。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 ①委員の状況について

②コロナ禍における相談事例について

③漁網の活用について

④次回の委員会について

議 長 それでは、以上で会を閉会したいと思います。
ご苦労さまでした。

閉会（午後２時３０分）